平成２６年（フ）第２５６号
奈良県桜井市西之宮305　県営住宅12―８、住民票上の住所奈良市芝辻町21番地の１
破産者　うお源こと　皿井　成吉
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１８９号
岡山県倉敷市茶屋町556番地６
破産者　佐藤　麗子
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
広島市佐伯区藤の木１丁目31番１号
破産者　檜垣　慧子
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７号
山口県周南市大字久米915番地、前住所山口県萩市大字山田4711番地20
破産者　善生　五男
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２９号
山口県下松市大字笠戸島1149番地
破産者　橋本　温子
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２２２号
大分市大字奥田791番地の４、申立時の住所大分市大字迫658番地の１　サニーハイツ丸山104
破産者　河村　　隆
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１１５７号
千葉県市原市東五所26番地17　イーストガーデンコスモ103号室
破産者　荒田　幸夫
１　決定年月日　平成26年11月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３号
山梨県笛吹市境川町三椚５番地５
破産者　有限会社あづま食品
１　決定年月日　平成26年11月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６６号
茨城県潮来市辻188番地の１
破産者　株式会社左京タイル工業
１　決定年月日　平成26年11月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第４７６号
名古屋市瑞穂区大喜新町４丁目21番地
破産者　株式会社サイト
１　決定年月日　平成26年11月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６８号
名古屋市中村区西米野町１丁目80番地
破産者　有限会社柿崎組
１　決定年月日　平成26年11月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０７号
最後の住所大阪府泉佐野市鶴原2827番地の８
破産者　被相続人亡谷口定盛相続財産
１　決定年月日　平成26年11月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１１７７号
京都市山科区西野山中臣町26番地の78
破産者　株式会社京都人形
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９２号
岡山市南区妹尾3418番地の２
破産者　不二交通工業株式会社
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３号
広島県江田島市能美町鹿川文久新開3441番地の64
破産者　有限会社マルト水産
１　決定年月日　平成26年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５２８９号
大阪府豊中市北条町１―22―10　カーサ緑地506、開始決定時の住所大阪府豊中市東泉丘１丁目30番地の３　403号
破産者　野田　榮一
１　決定年月日　平成26年11月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７号
茨城県潮来市日の出１丁目17番地５県営浪逆第２アパート４―104
破産者　額賀　清和
１　決定年月日　平成26年11月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第６８号
茨城県潮来市辻188番地１
破産者　額賀　菊江
１　決定年月日　平成26年11月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第６０５号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地の172、前住所大阪府富田林市津々山台４丁目２番５―506号
破産者　武岡　英樹
１　決定年月日　平成26年11月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係